

# 理事会議事録

期 日 令和5年7月7日（金）

会 場 鹿児島県市町村自治会館（401号室）

鹿児島県国民健康保険団体連合会



署 名 者


理事長

(枕崎市長)

前田祝成 印


理 事

(十島村長)

肥後正司 印

理 事

(徳之島町長)

高岡秀規 印



# 理事会議事録

## 1. 開催日時

令和5年7月7日 午後3時～4時25分

## 2. 開催場所

鹿児島県市町村自治会館 4階401号室

## 3. 出席者・議長等

○理事会議員定数：12人

○出席者：7人

前田理事（枕崎市長）  
永野理事（肝付町長）  
池上理事（湧水町長）  
打越理事（指宿市長）\*遅れて出席  
肥後理事（十島村長）  
高岡理事（徳之島町長）  
久木田理事（国保連合会常務理事）

○欠席者：5人

下鶴理事（鹿児島市長）  
安田理事（奄美市長）  
五位塚理事（曾於市長）  
鎌田理事（瀬戸内町長）  
池田理事（鹿児島県医師国民健康保険組合理事長）

○議長：前田理事（枕崎市長）

○議事録署名者：前田理事（枕崎市長）  
肥後理事（十島村長）  
高岡理事（徳之島町長）

## 4. 議事

### 【報告事項】

報告第4号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（4回）について  
" 第5号 弾力条項（令和4年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について

- 報告 第 6 号 弾力条項（令和 4 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計）の適用について
- 〃 第 7 号 弾力条項（令和 4 年度介護保険事業関係業務特別会計）の適用について

**【議決事項】**

- 役議案 第 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について
- 〃 第 5 号 特定健康診査等情報提供業務に係る事務処理規則の一部改正について
- 〃 第 6 号 通常総会の開催について
- 議案 第 23 号 令和 4 年度事業報告の認定について
- 〃 第 24 号 令和 4 年度一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 25 号 令和 4 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 26 号 令和 4 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 27 号 令和 4 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 28 号 令和 4 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 29 号 令和 4 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 30 号 令和 4 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 第 31 号 財産の処分（令和 5 年度）について
- 〃 第 32 号 令和 5 年度一般会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 33 号 令和 5 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について
- 〃 第 34 号 令和 5 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 35 号 令和 5 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 36 号 令和 5 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 37 号 令和 5 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について
- 〃 第 38 号 役員の変更について

## 5. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

### (1) 成立・開会宣言

理事 12 人中 6 人が出席しており、定数の半分以上が出席していることから定足数を満たしたため有効に成立する旨を告げ、開会を宣言した。

打越理事の到着が遅れることを報告。

### (2) 主催者挨拶

**【前田理事長】**

皆さん、こんにちは。理事長の枕崎市長前田でございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、かねてから本会の業務運営につきまして、格別な御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから3年半が経過し、感染法上の位置づけが2類から5類へと変更となったことを契機として、社会や経済活動もようやくコロナ禍から脱する兆しを感じられるようになりました。これまでの各地域における住民の安心・安全を守るためのワクチン接種や支援金等の取組については、御苦勞されたことと存じております。

夏を前に感染拡大の懸念もあるようですが、本日もこうしてお集まりいただいたことは、大変ありがたく感じております。特に本日は後程議案にもありますが、役員改選前最後の理事会であり、常務理事を含め半数の役員が交代する予定とされていますので、議案の採択等が終わって、時間があるようでしたら、今回も、その他として現状や今後の取組に向けた考え方等、意見交換の時間を持たせたいと考えているところです。

さて、去る6月16日に骨太の方針2023が閣議決定されました。社会保障分野においては「経済・財政一体改革の強化・推進」を実現するため、一人当たり医療費の地域差半減に向けて、都道府県が地域の実情に応じて行う医療費適正化への取組。レセプト・特定健診情報等に加え、介護保険、母子保健、予防接種、電子処方せん、電子カルテ等の医療・介護全般にわたる情報の共有・交換ができる「全国医療情報プラットフォーム」の創設などが盛り込まれています。また、医療DXの推進に向けて、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の用途拡大や、正確なデータ登録の取組を進めつつ、来年秋には健康保険証を廃止することも明文化されているところです。マイナンバーカードについては、これら取組の基盤になるものとして、その重要性は認識するものの、個人情報紐づけ等問題の発生や指摘が相次ぐ中、住民への具体的な対応や説明を求められる現場では、引き続き大変な御苦勞があるものと思います。

本会独自の負担金・手数料については、昨年保険者の主管課長等に御意見をいただきながら見直しをさせていただきました。今後3年間、御承認いただいた負担金・手数料で、安定的かつ効果的な事業運営を実現してまいります。

さて、本日の理事会は、専決処分された報告事項、令和4年度事業報告及び決算関係、令和5年度予算補正等についてでございます。盛りだくさんの内容ではございますけれども、どうぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### (3) 前回の総会以降の主な出来事等について

久木田常務理事から次の項目について説明

- I 国保総合システムの更改に係る令和6年度国庫補助要求について
- II 令和6年度税制改正要望について
- III 実費弁償による判定結果について

- IV 令和6年度以降の負担金・手数料見直しについて
- V 物価高騰対策支援事業について
- VI 予防接種法の改正による定期・任意予防接種費用の請求支払業務等の受託について

#### (4) 議長選出

規約第32条の規定により前田理事長が議長に選出された。

#### (5) 議事録署名者指名

規約第35条の規定により、肥後十島村長及び高岡徳之島町長が、議事録署名者に選任された。

#### (6) 議案及びその審議状況

##### 【議長（前田理事長）】

御指名がありましたので議長職をつとめさせていただきます。

本日の附議事項は、理事会としての議決事項及び来たる7月26日に予定しております通常総会に提案いたします令和4年度決算及び令和5年度予算補正等でございます。

なお、本日御提案申し上げます議案等については、去る6月29日に開催されました理事及び監事選出の保険者の主管課長等で構成される幹事会において、協議いただいておりますことを申し添えておきます。

本日は、理事会議案と、A3版横の「総括表」に基づき、御説明申し上げ、御審議いただく方法で進めてまいります。

なお、採決に当たりましては、可決の要件を確認できるよう挙手にて行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差しつかえございませんか。

( 異議 なし )

御異議が無いようですので、十島村の肥後村長さん、徳之島町の高岡町長さんのお二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議にはいります。

まず、報告事項ですが、専決処分がなされた令和4年度の予算補正と弾力条項の適用についてですので、報告第4号から第7号の4件を一括して協議することにしたいと思っておりますが差しつかえございませんか。

( 異議 なし )

御異議が無いようですので、報告第4号「令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（4回）について」から、第7号「弾力条項（令和4年度介



護保険事業関係業務特別会計)の適用について」までを一括して議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

#### 報告第4号～7号(一括審議)

事務局：

専決処分・弾力条項につきましては、A3版横の資料右上に4分の1ページと記載のある令和5年第3回理事会各会計報告事項(専決処分・弾力事項)総括表で説明させていただきます。

(報告第4号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(4回)について)

事務局：

報告第4号は、令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正(4回)についてでございます。

国民健康保険法第86条において準用する同法第25条第2項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

主旨でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種費の件数が減少していることなどに伴い、委託料を減額し、これに併せて予備費に不用額が見込まれることから、資産管理運用規程に基づき必要な積立てを行うため、早急に所要の補正をさせていただいたもので、補正額は0円でございます。

次の報告第5号から第7号は弾力条項の適用についてでございます。

弾力条項につきましては、表の上の※印の部分を御覧ください。

連合会規約第47条の2に基づくもので「特別会計のうち、業務勘定の一部の科目や支払勘定で、事業等の費用の増加等により該当する予算額に不足が生じた場合は、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用するため、地方自治法第218条第4項の規定に準じて弾力条項を適用することができる」と定めているところでございます。

報告第5号から第7号の各会計においてそれぞれ適用させていただきましたので、報告するものでございます。

(報告第5号 弾力条項(令和4年度診療報酬審査支払特別会計)の適用について)

事務局：

報告第5号は、令和4年度診療報酬審査支払特別会計(5回)業務勘定でございませう。

主旨でございますが、乳幼児医療助成事業に伴う報告事務手数料の請求額の増加により、同事業の受入金及び支出金に予算不足が生じたため、所要の

補正をさせていただいたもので、補正額は、223万9千円の増額でございます。

(報告第6号 弾力条項(令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計)の適用について)

事務局：

報告第6号は、令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計(2回)でございます。

主旨でございますが、損害保険会社等からの後期高齢者医療に係る損害賠償受入金が確定したことにより、鹿児島県後期高齢者医療広域連合への損害賠償支出金に不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたもので、補正額は、323万7千円の増額でございます。

(報告第7号 弾力条項(令和4年度介護保険事業関係業務特別会計)の適用について)

事務局：

報告第7号は、令和4年度介護保険事業関係業務特別会計(3回)業務勘定でございます。

主旨でございますが、主治医意見書料の請求件数増加に伴い請求事業所への支出金に予算不足が生じたため、主治医意見書料の受入金及び同支出金について所要の補正をさせていただいたもので、補正額は35万円の増額でございます。

歳入、歳出の主な内容はお示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長(前田理事長)】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

( な し )

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

( 賛成者挙手 )

ありがとうございます。

挙手多数ですので、報告第4号から報告第7号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次は議決事項でございます。

役議案第4号から役議案第5号までの2件は、規程等の改正等ですので、一括して審議することにしたいと思っておりますが、差しつかえございませんか。

( 異議 なし )

御異議が無いようですので、役議案第4号「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」及び役議案第5号「特定健康診査等情報提供業務に係る事務処理規則の一部改正について」を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

〔議決事項〕

役議案第4号～5号（一括審議）

（役議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について）

事務局：

31 ページをお開きください。

役議案第4号は、「職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務を導入するため、所要の改正をしようとするものでございます。

34 ページをお開きください。

第7条の3として、早出遅出勤務を請求できる職員の条件等を新たに示したものでございます。

附則、この規則は、令和5年7月7日から施行するものでございます。

（役議案第5号 特定健康診査等情報提供業務に係る事務処理規則の一部改正について）

事務局：

役議案第5号は「特定健康診査等 情報提供業務に係る事務処理規則の一部改正」についてでございます。

提案理由でございますが、特定健康診査等の事業実施主体について、国保においては保険者、後期高齢者にあつては市町村であり、本情報提供業務に国保組合が加わっていることから、文言について所要の改正をしようとするものでございます。

38 ページをお開きください。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明させていただきます。

右が改正前、左が改正後でございます。

本情報提供業務に国保組合が加わっていることから、アンダーラインの文言を改めるものでございます。

附則、この規則は令和5年7月7日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

( な し )

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

( 賛成者挙手 )

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第4号から役議案第5号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次に、役議案第6号「通常総会の開催について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

#### 役議案第6号

(役議案第6号 通常総会の開催について)

事務局：

41 ページをお開きください。

役議案第6号は、「通常総会の開催について」でございます。

日時は、令和5年7月26日(水)午後1時30分から、会場は、鹿児島県市町村自治会館4階401号室でございます。

報告事項は5件、議決事項は16件で、令和4年度の事業報告及び決算に伴うもの、令和5年度予算補正など42ページまでお示しのとおりでございます。

以上でございます。

#### 【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

( な し )

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

( 賛成者挙手 )

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第6号は原案どおり決定することといたします。

ここから総会の議決事項として理事会から提出する議案の御審議をお願いいたします。

令和4年度の決算関係でございます。

議案第23号「令和4年度事業報告の認定について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

〔議決事項〕

議案第 23 号

(議案第 23 号 令和 4 年度事業報告の認定について)

事務局：

43 ページをお開きください。

議案第 23 号は、「令和 4 年度事業報告の認定について」でございます。

45 ページをお開きください。

令和 4 年度の事業につきましては、事業計画に基づき実施いたしました。

まず、総括でございますが、先ほど久木田常務理事が説明申し上げました「前回の総会以降の主な出来事等について」と重複する部分がございますが、ご容赦いただきたいと思います。

○ 新型コロナウイルス感染症は、4 年度の末まで長期にわたって医療だけでなく、社会、経済などあらゆる方面に深刻な影響を与えました。

○ 国ではコロナ禍で浮き彫りになった課題に対応するため、新興感染症の流行初期段階における医療機関の病床確保の仕組みを整備するとともに、行政、特に社会保障分野のデジタル化、更には医療DXへの取組が強力に推進されることとなりました。

○ 国保中央会及び国保連合会では、国の要請も踏まえながら審査支払機関改革の工程表に基づき、審査基準の統一やシステムのクラウドリフトなど、第 1 段階のシステム開発を国庫補助の確保にも努めながら取組を進めて参りました。なお、現在、支払基金と審査領域を共同利用する第 2 段階のシステム開発に向けた調整を進めておりますが、この開発や最適化の取組が必要な第 1 段階のシステムの保守運用費の財源確保が課題となっているところでございます。

次に事業及び決算についてでございます。

1 4 年度の国保及び後期高齢者医療の診療報酬の支払額、介護保険及び障害者総合支援事業の給付費については、3 年度とほぼ変わりはありませんでしたが、国保及び後期高齢者医療の公費負担医療に係る診療報酬については前年度の 1.2 倍に増加しました。中でも新型コロナウイルス感染症に起因する公費負担医療については、前年度の 3.7 倍と大幅に増加しました。

2 未だ各種イベントが中止を余儀なくされる中でございますが、Web 会議等の活用など、工夫しながら事業計画に基づき保険者へのサービスや事業内容の維持に努めたことにより、概ね目標を達成したものと考えております。

3 新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用の支払いや、物価

高騰対策としての給付金の支給など、多方面からの緊急の要請や新たなニーズに対応し、これまでに培った審査支払のスキームを生かして積極的に取り組んで参りました。

4 歳入は新型コロナウイルス感染症が想定以上に拡大したことなどから、関連する医療費や審査支払手数料及びワクチン接種関連の手数料等が大幅に増加しました。また、歳出は国保総合システムなど金額の大きなシステム更改に要する経費節減の努力や、支出時期の変更等により減少するとともに、減価償却など積立金の経費計上限度額が低下するなどの税制上の要因もあり、4年度は短期的に想定を超える黒字決算となりました。

46 ページをお開きください。

このため、以下の会計における黒字相当額について、5年度に保険者等から徴収する手数料と相殺することで実質的に手数料を返還することとしておまして、対象はここにお示しの3つの特別会計で、それぞれ5年度の手数料から控除するというものでございます。

次に情報セキュリティ事件事故についてでございます。

職員の確認不足やネットワークが重負荷となる等に起因する事件・事故が発生しました。

1 要配慮個人情報の誤送付ということで、柔道整復施術療養費支給申請書1件を誤って他の保険者に送付した事象でございます。

2 システムの可用性が損なわれた事象としまして5件ございました。主なものとしましては、医療機関等がオンラインでレセプトを請求するネットワークに負荷がかかり、全国的にシステムに接続しづらい事象が発生したというものでございます。

いずれも、情報セキュリティ違反として取り扱い、本会で対処できるものは再発防止策を講じたところでございます。

次に、審査支払関係でございます。

ここからは、かいつまんで御説明申し上げます。

3 国が示した「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、審査支援システムによる医科の縦覧・横覧・突合点検及び歯科、調剤のコンピュータチェックを令和4年10月までに全て採用し、コンピュータチェックの全国統一に取り組みました。

47 ページを御覧ください。

5 柔道整復施術療養費、はり師・きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費については、受領委任制度のもと、適正な審査支払に努めました。また、柔道整復施術療養費審査委員会において、多部位・長期・頻回等の施術が多い施術機関への指示文書送付により注意を促し、改善が見られない場合は、保険者が訪問調査を行えるように情報提供することについて協議の上、運用を変更しました。

6 介護給付費及び障害介護給付費等については、事業所からの問

い合わせに適時対応しました。また、10月の介護給付費臨時報酬改定に伴いシステムを改修し、適正な審査支払業務に努めました。

次に保険者支援関係でございます。

1 保険者が行うデータヘルス計画等の策定及び評価に活用できるようKDBシステム等の活用方法などの支援、データの評価や分析に関する保険者の事務職及び専門職のスキルアップを目的とした研修会を開催しました。また、効果的・効率的な保健事業を展開するための第三者による評価委員会を活用した支援を行いました。

5 保険税(料)収納率の向上を支援するため、収納担当課長及び担当者を対象に、滞納案件に関する指導・助言や保険者の事例発表などを取り入れた研修会を実施しました。

48 ページをお開きください。

次に、その他の事業についてでございます。

1 中期経営計画にあつては、10年後の将来像を意識し「情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障に係る保険者業務を総合的に支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え、課題解決に向けた具体的提案ができる活力ある組織」を目指し、本会内のワーキングチームでシステムの効率的な運用、各種業務改革に必要な人材確保のあり方などを提案することにより、計画的な事業実施となるよう取り組みました。

49 ページを御覧ください。

次に保険者協議会についてでございます。

1 保険者協議会の事務局を県と共同で担い、委員会等により各医療保険者間の連携・情報共有を図りながら、日本健康会議における「健康づくりに取り組む5つの実行宣言2025」、保険者協議会の達成要件につきましては、宣言の2として、47都道府県すべてにおいて保険者協議会を通じて加入者及び医療者と一緒に、予防・健康づくりの活動に取り組むことについて、実現に向けた具体的な取組内容を取りまとめました。

4 特定健診及び長寿健診の受診促進を目的とした広報事業として、3か月間、県内民放4局でテレビCMを放送しました。なお、今年度も昨年度と同様に放送中でございます。

50 ページからの「実施事業」につきましては、これまで説明申し上げた事業を含めたものを掲載してございますので、詳細は後ほど御確認いただければと存じます。

82 ページをお開きください。

9 「予算の適正な編成及び執行」についてでございます。予算編成にあつては、実績を基に事業の評価を行い、新規事業の実施、事業の見直しを行い反映させました。

予算執行においては一般競争入札を行うほか、経営資源の有効的か

つ効果的な活用として、ICTツールのRPAを導入し、定型作業の自動化による業務改善・業務効率化を図ったところでございます。

また、適正な予算執行等を確認するため、内部監査員による内部監査及び公認会計士による期中・期末監査を実施いたしました。

次に83ページを御覧ください。

10 令和4年度の決算額一覧でございます。

表の一番下を御覧いただきまして、各会計の合計の歳入は、6,674億4,604万6,210円、歳出は、6,673億2,963万6,350円で、歳入歳出ともに対前年比は2%の増でございます。

以上でございます。

#### 【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第23号は原案どおり決定することといたします。

次に、議案第24号から議案第30号の7件は、それぞれ関連がありますので、一括して審議することにしたいと思っておりますが差しつかえございませんか。

（ な し ）

御異議が無いようですので、議案第24号「令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議案第30号「令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について」までの7件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

#### 〔議決事項〕

議案第24号～30号（一括審議）

（議案第24号 令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定について）

事務局：

令和4年度歳入歳出決算につきましては、A3版横の総括表で説明させていただきます。

A3横の右上に4分の2ページと記載の令和4年度各会計歳入歳出決算総括表でございます。



議案第 24 号から議案第 30 号まで、令和 4 年度の各会計歳入歳出決算を定めるものでございます。

議案第 24 号は一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。

収入済額 52 億 630 万 8 千円、支出済額 51 億 5,090 万 6 千円で、歳入歳出差引残額は、5,540 万 2,030 円でございます。

(議案第 25 号 令和 4 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

議案第 25 号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

収入済額は、13 億 318 万 9 千円、支出済額は、12 億 9,475 万 8 千円、歳入歳出差引残額、843 万 386 円でございます。

(議案第 26 号 令和 4 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

議案第 26 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

収入済額 9 億 6,867 万 6 千円、支出済額 9 億 5,134 万円で、歳入歳出差引残額 1,733 万 6,302 円でございます。

(議案第 28 号 令和 4 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

議案第 28 号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

収入済額 1 億 4,559 万 7 千円、支出済額 1 億 4,559 万 7 千円で、歳入歳出差引残額 0 円でございます。

(議案第 29 号 令和 4 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

議案第 29 号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。

収入済額 3 億 6,958 万 3 千円、支出済額 3 億 4,387 万 7 千円で、歳入歳出

差引残額 2,570 万 6,520 円でございます。

(議案第 30 号 令和 4 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

議案第 30 号は、障害者総合支援法関係業務特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。

収入済額 1 億 1,904 万 8 千円、支出済額 1 億 965 万 4 千円で、歳入歳出差引残額 939 万 3,644 円でございます。

収入済額合計 81 億 1,240 万 1 千円、支出済額合計 79 億 9,613 万 2 千円で歳入歳出差引残額合計 1 億 1,626 万 8,882 円は、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

主な収入及び予算額と収入額の差異の主な理由は、コロナ禍の影響による実績に伴う国庫補助の減少、物価高騰対策支援事業において、県、鹿児島市が試算した給付金の見込額より実績額が減少したことなど、ここにお示しのとおりでございます。

主な支出及び予算額と支出額の差異の主な理由は、物価高騰対策支援事業において、県、鹿児島市が試算した給付金の見込額より実績額が減少したこと、本会独自システムの仮想化基盤構築に係る費用が入札により安価となり不用となったことなど、ここにお示しのとおりでございます。

1 枚おめくりいただきまして、4 分の 3 ページでございます。

次の決算総括表は、支払勘定でございます。

議案第 25 号から議案第 30 号まで各種会計の支払勘定でございます。

これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者又は公費実施主体である国・県及び市町村から受け入れた受入金の同額を、保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払いを行う会計でございます。

(議案第 27 号 令和 4 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出決算の認定について)

事務局：

また、表の中央、議案第 27 号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為に係る損害賠償金を保険会社等から受け入れ、同額を市町村等に交付するものでございます。

予算額、収入済額、支出済額、歳入歳出差引残額につきましては、お示しのとおりでございます。

また、各勘定の事業内容及び予算額と収入・支出の差異の理由につきまし

ても、ここにお示しのとおりでございます。

支払勘定の収入済額合計は、6,593億3,363万5千円、支出済額合計は、6,593億3,349万5千円でございます。

歳入歳出差引残額14万978円は、全額翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

1段目の国民健康保険診療報酬支払勘定の歳入歳出差引残額は、翌年度に繰り越し国庫補助を返還するものでございます。

次に最後のページのA4版縦の資料、中ほどに円グラフ入りの資料でございます。

令和4年度決算を整理したものでございます。

令和4年度決算（一般会計・特別会計業務勘定）の概要でございます。

診療報酬や介護報酬などを扱う各会計の（通過勘定）支払勘定以外の数字を集めたもので、本会の事業運営費の4年度決算を取りまとめたもので、決算総額から一般会計や各業務勘定の中でも、診療報酬以外に保険者等から医療機関等へそのまま支払うものを除きますと、実質の運営費として26億9,814万5千円程でございます。

実質の運営費には、人件費、システム関連費、国保中央会負担金、事業費等がございます。

この約27億円の内訳の割合を円グラフでお示ししております。歳入では、保険者からの負担金・手数料を合わせると約70%を占めております。

歳出では、人件費が26.5%、システム関連費が18.3%、国保中央会に支払う負担金が12.6%、残り約43%が事業に係る経費や減価償却や積立資産などの支出等でございます。

決算の状況でございますが、令和4年度は国保被保険者数の減少に伴い負担金は減少傾向にありますが、手数料は新型コロナウイルス感染症による受診の影響もあり、前年度より約1千7百万円の増加となっております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業における請求支払事務を市町村から受託したことにより、事務費手数料として2千5百万円ほどの収入がありました。

一方、歳出においては国保中央会のシステム負担金が次期国保総合システム負担金として、1億5千9百万円となりましたが、これにつきましては資産譲渡分として積み立てていた減価償却積立資産で対応させていただいております。

また、システム関連費が前年度より約1億2千6百万円増加しておりますが、これは次期国保総合システム更改に伴う導入経費及び外付けシステム機器更改を仮想化としたことなどによるもので、減価償却積立資産を取崩し対応させていただいております。

令和2年から4年度の3年間は見直し前の手数料で事業を実施し運用いたしました。コロナ禍の影響による事業の縮小や旅費の不用で削減された経費等もあり、今年度の財政調整積立資産及びICT積立資産は、前年度比

25%増の積立を行い、後期高齢者医療事業、介護保険事業及び障害者支援事業の会計では、ほぼ積立上限まで積立を行ったところで実費弁償判定で黒字となり、剰余分につきましては、5年度の手数料から控除し、返還することとしております。

また、お手元にA4版縦の右上に参考資料とあります「財務諸表」をお配りしてございます。

こちらは、令和4年度収支計算書についてお示ししているものでございます。

各会計、単式簿記での決算について、説明をしてまいりましたが、厚生労働省の通知により参考資料として複式簿記での収支計算書をお配りしております。

また、最後のページには概略版をお示ししております。

続きまして、理事会議案にお戻りいただきまして、A4版横理事会議案の229ページをお開きください。

財産目録でございます。

財産目録令和4年度決算で令和5年3月31日現在におけるものでございます。

1 現金の部は、0円でございます。

2 預金の部は、普通預金総額で1億1,640万9,860円でございます。

内訳は、「ア 一般会計」から「キ 障害者総合支援法関係業務等特別会計」まで、お示しのとおりでございます。

3 債券の部は、0円でございます。

4 積立金の部は、総額で19億5,431万9,022円でございます。

普通預金が425万2,301円、定期預金が19億5,006万6,721円でございます。

これらの資産につきましては大口定期で6か月から1年の期間で安全かつ効率的な資産運用を実施しております。

積立金の内訳といたしましては、「一般会計積立資産」から「障害者総合支援法ICT積立資産」まで、金額につきましては、ここにお示しのとおりでございます。

財産目録合計額は、20億7,072万8,882円でございます。

以上でございます。

**【議長（前田理事長）】**

ここで、監事の監査報告をお願い申し上げます。

<監査報告>

**【監査報告（大崎町 東町長）】**

皆さん、御苦労様です。

大崎町長の東でございます。監査報告をさせていただきます。

それでは、理事会議案の 231 ページをお開きください。

結果報告書が次の 233 ページでございます。

御覧ください。御報告いたします。

鹿児島県国民健康保険団体連合会規約第 28 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 7 月 5 日事務局において、令和 4 年度事業実施状況及び一般会計・特別会計各歳入歳出決算書について、それぞれの関係者から説明を聴取するとともに、財産台帳・各種関係帳簿・証拠書類を照合するなどして、事務の執行状況について監査を行った。その際、監査法人による監査報告も受けた。その結果を下記のとおり報告する。

なお、監事である保険者の国保担当主管課長の 2 名による予備監査も、令和 5 年 6 月 27 日事務局において行っている。

記

1 令和 4 年度の事業は、概ね当初の事業計画どおり実施され、その目的を達していることを認めた。

2 預金通帳等の保管状況は厳正に行われ、一般会計及び特別会計歳入歳出決算については、財産台帳・関係帳簿・証拠書類と照合の結果、いずれも的確に処理され、良好に管理されていることを認めた。

以上で監査報告を終わります。

**【議長（前田理事長）】**

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明と、監事さんによる監査報告について、何か御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 24 号から議案第 30 号は原案どおり決定することといたします。

監事の東町長さんありがとうございました。

**【議長（前田理事長）】**

次に、議案第 31 号から議案第 37 号までは、令和 5 年度予算補正関係で関連がありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差しつかえございませんか。

( な し )

御異議が無いようですので、議案第 31 号「財産の処分（令和 5 年度）について」から議案第 37 号「令和 5 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について」までの 7 件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

議案第 31 号～37 号（一括審議）

（議案第 31 号 財産の処分（令和 5 年度）について）

事務局：

235 ページをお開きください。

議案第 31 号は、「財産の処分(令和 5 年度)について」承認を求めるものでございます。

表中の積立資産の種類、国民健康保険財政調整積立資産から特定健康診査財政調整基金積立資産までページおめぐりいただきまして、国民健康保険、後期高齢者医療の I C T 積立資産は、お示しの処分額を令和 4 年度に積み立てた積立資産を洗い替えのため、取り崩すものでございます。

次に、令和 5 年度予算補正につきましては、A 3 版横の資料右上に 4 分の 4 ページと記載があります令和 5 年度各会計歳入歳出予算補正総括表で説明させていただきます。

議案第 32 号から議案第 37 号は、令和 5 年度の各会計の予算補正についてでございます。

（議案第 32 号 令和 5 年度一般会計歳入歳出予算補正について）

事務局：

議案第 32 号は、一般会計で、予算補正額 14 億 7,031 万 8 千円の増額。

（議案第 33 号 令和 5 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について）

事務局：

議案第 33 号は、診療報酬審査支払特別会計（2 回）業務勘定で、予算補正額 8,392 万 9 千円の増額。

同じく議案第 33 号支払勘定で、予算補正額 14 万円の増額。

（議案第 34 号 令和 5 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について）

事務局：

議案第 34 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、予算

補正額 3,879 万円の増額。

(議案第 35 号 令和 5 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について)

事務局：

議案第 35 号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、予算補正額 516 万 2 千円の増額。

(議案第 36 号 令和 5 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について)

事務局：

議案第 36 号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、予算補正額 1,725 万 4 千円の増額。

(議案第 37 号 令和 5 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正について)

事務局：

議案第 37 号は、障害者総合支援法関係業務等特別会計業務勘定で、予算補正額 221 万円の増額でございます。

それぞれの予算補正の主旨でございますが、鹿児島県、鹿児島市から委託がありました医療機関等へエネルギー・食料品価格高騰分の一部に対する給付金支払事務に要する経費、令和 4 年度国保連合会等補助金等の実績額確定に伴う返還、令和 4 年度消費税額確定に伴う納付、4 年度決算の実費弁償方式判定において剰余が生じたことから、令和 5 年度において保険者等から徴収する手数料の額から控除し返還するため、ICT 積立資産の洗い替え、繰越額の確定に伴う資産管理運用規程に基づく積立など、お示しのとおりでございます。

また、歳入・歳出の主な内容につきましても、ここにお示しのとおりでございます。

(実費弁償判定結果黒字に伴う手数料返還方法等について)

事務局：

令和 4 年度剰余金返還について別添資料 A 3 版横の資料 1 を御覧ください。

本会は、税務上の収益事業として法人税の課税機関でございます。

毎年、税務署への実費弁償方式判定の収支計算で黒字になった場合に、その剰余金を翌年度において徴収する手数料の額から控除することで非課税扱いとなるものでございます。

4 年度は 3 会計において実費弁償判定で黒字となったことから、その剰余

金を令和5年度の手数料で相殺し、返還させていただくものでございます。

保険者毎の返還額は、資料1の保険者別一覧表にお示しのとおりでございます。

4年度の手数料件数の割合で按分し、算出させていただいております。手数料からの控除につきましては、8月請求分から2か月間で行う予定で、総会終了後に公文を送付させていただきます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第31号から議案第37号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次に、議案第38号「役員の改選について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

（議案第38号 役員の改選について）

事務局：

理事会議案にお戻りいただきまして、A4版横理事会議案の275ページをお開きください。

議案第38号は役員の改選についてでございます。

理事の定数は12人でございます。

任期は令和5年第2回通常総会終結のときから、令和7年第2回通常総会終結のときまででございます。

理事の選任につきましては、市長会から5人、町村会から5人、国保組合からお一人の計11人の推薦をいただき、会員外からのお一人を加えまして、ここにお示しの12人の方々を理事として提案するものでございます。

次に監事でございます。

定数はお二人で、任期は理事と同様でございます。監事の選任につきましては、ここにお示しのお二人を提案するものでございます。

276ページには参考として、現役員と新役員を掲載しております。

よろしく願いいたします。

以上でございます。



**【議長（前田理事長）】**

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 38 号は原案どおり決定することといたします。

以上で予定されていた理事会の議案について終了いたしました。

その他、何かございませんか。

**(7) その他**

**【議長（前田理事長）】**

議案第 38 号にも提案がございましたが、役員の方々の任期が 7 月 26 日開催の令和 5 年第 2 回通常総会をもって満了となります。また、久木田理事につきましても、常務理事を退任されることとなり、現在の役員の方々と会す理事会はこれをもって最後となります。

今日はこのあと、情報交換会も予定しておりますが、国保連合会の今後の保険者（市町村）への支援のあり方や、皆様の方々の現在の関心事につきまして、何かございませんでしょうか。

（ な し ）

久木田常務理事が退任の挨拶

**【議長（前田理事長）】**

以上をもちまして、本日予定されました附議事項がすべて終了いたしました。御協力ありがとうございました。

**(8) 閉会の挨拶**

**【川上事務局長】**

理事の方々には、長時間にわたり御審議いただき誠にありがとうございました。

提案いたしました報告事項 4 件、役議案 3 件、議案 16 件、すべて御承認いただきました。重ねて御礼申し上げます。

今年度の事業につきましては、順調に進めているところでございますが、私ど

もとしましては、皆様方、保険者の厳しい財政状況を認識し、また、国保をはじめとする社会保障制度を取り巻く情勢を的確に捉え、保険者の共同体として、負託に応じてまいる所存でございます。今後とも、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、1点御案内でございます。

市町村長の皆様方に御参加いただきたい会議等についての御案内でございます。お手元にA4版縦の1枚の資料、表題に「市町村長の皆様に御参加いただきたい行事について」を御覧いただきたいと存じます。

1点目は、国保トップセミナーを11月1日、水曜日13時から、マリンプレスかごしまにおいて開催いたします。

講演として、岡山県奈義町の現職の奥町長様には、少子化対策について、国保中央会の原理事長には、国保と国保連合会をめぐる諸情勢、鹿児島県くらし保健福祉部国民健康保険課塩賀課長には、本県における保険料水準の統一について、いずれも仮の演題ではございますが、予定しております。

また、2点目は毎年、東京で開催しております、国保制度改善強化全国大会、今年は、11月13日、月曜日13時から、千代田区の砂防会館で開催されます。地元選出の国会議員への陳情活動につきましては、同日の午後、若しくは14日の午前中で調整してまいりたいと考えておりますので、何卒、御参加くださいますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

**【閉会】**            午後4時25分